

認定することが適当と認められる者

(1) 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請を行った者

(a) BS放送用周波数(右旋円偏波の電波の周波数)のうち新たに生じる空き周波数(注)

No	申請者	番組名	スロット数等※
1	(株)ビーエス朝日	BS朝日	40 スロット、4K
2	(株)BSジャパン	BSジャパン	40 スロット、4K
3	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K	40 スロット、4K
4	(株)BS日本	BS日テレ	40 スロット、4K
5	(株)ビーエスフジ	BSフジ	40 スロット、4K
6	日本放送協会	NHK SHV 4K	40 スロット、4K

※ 1トランスポンダあたり120スロットにつき、40スロットは1/3トランスポンダに相当。

注 以下に係る新たに生じる空き周波数

ア 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第1の1(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数

イ BS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(本件申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数その他当該認定の時点において、当該認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数

(b) BS放送用周波数(左旋円偏波の電波の周波数)のうち第8チャンネル、第12チャンネル又は第14チャンネル

No	申請者	番組名	スロット数等※1
1	SCサテライト放送(株)※2	ショップチャンネル	40 スロット、4K
2	(株)QVCサテライト	QVC	40 スロット、4K
3	(株)東北新社	映画エンタテインメントチャンネル	40 スロット、4K
4	(株)WOWOW ※3	WOWOW	40 スロット、4K
5	日本放送協会	NHK SHV 8K	120 スロット、8K

※1 1トランスポンダあたり120スロットにつき、40スロットは1/3トランスポンダに相当。

※2 (c)で記載の周波数を第2希望として申請しているが、第1希望の(b)で記載の周波数の指定が可能であることから、当該周波数において認定。

※3 (a)で記載の周波数を第1希望として申請しているが、既存の2K放送の帯域の一部返上を行う等の特定申請ではなく、当該周波数に指定できる周波数がないことから、第2希望の(b)で記載の周波数において認定。

(c) 東経 110 度 CS 放送用周波数 (左旋円偏波の電波の周波数) のうちチャンネル番号 ND9、ND11、ND19、ND21 又は ND23

No	申請者	番組名	スロット数等※
1	(株)スカパー・ エンターテイメント	スカチャン4K 1	60 スロット、4K
2		スカチャン4K 2	60 スロット、4K
3		スカチャン4K 3	60 スロット、4K
4		スカチャン4K 4	60 スロット、4K
5		スカチャン4K 5	60 スロット、4K
6		スカチャン4K 6	60 スロット、4K
7		スカチャン4K 7	60 スロット、4K
8		スカチャン4K 8	60 スロット、4K

※ 1トランスポンダあたり 120 スロットにつき、60 スロットは 1/2 トランスポンダに相当。

(2) 超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請を行った者

(東経 110 度 CS 放送用周波数 (左旋円偏波の電波の周波数) のうちチャンネル番号 ND23)

No	申請者	番組名	スロット数※
1	一般社団法人放送サービス 高度化推進協会	A-PAB試験放送	60 スロット、4K

※ 1トランスポンダあたり 120 スロットにつき、60 スロットは 1/2 トランスポンダに相当。